

寄せられたご意見と回答(令和7年3月受付分)

令和7年3月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 野球応援の楽器について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□毎週末に六郷土手付近にて野球の応援楽器の騒音が響いている。楽器を使用しての応援、楽器の練習は禁止ではないのか。</p> <p>■区で管理している河川敷は、運動場や広場になっている部分であり、演奏場所により管轄が異なる。そのため、河川管理者である国土交通省へ個人情報を伏せたうえで情報提供した。</p> <p>なお、大田区が管理している河川敷の範囲内で大音量の演奏をし、近隣への迷惑となるような場合については都度、注意をしている。</p>		地域基盤整備第二課 電話 03-5713-1118

2 大田区の24時間使えるAEDについて

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨	<input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□他区では、24時間AEDが使えるようにする取り組みがされている。</p> <p>他区のように区有施設設置のAEDを24時間区民が使えるように取り組むべき。</p> <p>■令和7年3月10日時点において、区で設置しているAEDの中で24時間使用可能なAEDは146か所ある。</p> <p>区ではこれまで、特別出張所や地域庁舎に設置しているAEDの屋外移設やコンビニエンスストアへのAED設置、民間団体等へのAED購入設置費用の補助により、24時間使用可能なAEDを増やしてきた。</p> <p>区のホームページでは、AEDを設置している施設の名称や所在地、利用可能時間等を公開しており、設置場所の地図情報も掲載している。</p> <p>今後も、民間団体等へのAED購入設置費用の補助などを継続することにより、24時間使用可能なAEDが区内に設置されるよう取り組んでいく。</p>		健康医療政策課 健康政策担当 電話 03-5744-1262